

健保検診のご案内



「元気だから検診は必要がない、検診を受けるのが面倒だ」と思っていませんか。しかし病気になると「受けていれば…」と後悔することになるかもしれません。検診を受診することで大きなメリットを得ることができます。

- ★ 自分の健康状態を確認することができます。
- ★ 病気の早期発見、早期治療につながります。
- ★ 病気の予防ができれば、医療費も減らせ、家計の負担も少なくてすみます。

特に健康診断を受ける機会の少ないご家庭の奥さまの方には、是非この機会に健保主催の検診を利用していただき、自己の健康管理に役立てていただくことをおすすめいたします。



【健保主催の検診】

- | | | |
|----------|-----|---|
| ○生活習慣病検診 | 対象者 | 被保険者および被扶養者…P2・P3 各種オプション検査も実施します。 |
| ○郵送がん検診 | 対象者 | 被保険者および被扶養者…P5・P6 |
| ○特定健康診査 | 対象者 | 生活習慣病検診を受診できない40歳以上75歳未満の被扶養者 ※特定健康診査の受診を希望される方には、「特定健康診査受診券」を発行いたします。詳しくは健康保険組合へお問い合わせください。 |

ジェネリック医薬品で医療費節約!!

「ジェネリック医薬品」とは新薬（先発医薬品）の特許期間が切れたあと、新薬と同じ有効成分で、効き目や安全性が同等であると国が承認した低価格の薬のことです。

ジェネリック医薬品にすれば、薬の種類が増えるほど、服用する期間が長くなるほど家計の負担を軽減できます。

※右の「ジェネリック希望」をお薬手帳などに貼ってご活用ください。



✕ 切り取り
お使ください

高齢者医療制度への納付金等により経常収支で依然として赤字決算 ～医療費節約にご協力を～

南海電気鉄道健康保険組合の平成27年度決算が、去る6月16日開催の第161回組合会で承認されましたのでお知らせします。

収入は、保険料のほか繰入金として準備金から2.7億円を取り崩し、国からの補助金をなんとか1.6億円受給できたため、収入総額は前年度比0.5億円増の33.1億円となりました。一方支出は、保険給付費が前年度比で0.6億円増の15.4億円、高齢者医療制度への納付金が前年度比0.4億円増の13.4億円となりました。この結果、経常収支額は1.6億円の赤字となり、健康保険組合を取り巻く状況は財政も含め更に厳しさを増しています。

健康保険組合としては、平成28年度も引き続き生活習慣病検診等の保健事業を実施し、加入者の皆さまの疾病の早期発見と健康保持増進に努めてまいります。どうか皆さまにおかれましても、医療費の適正化やご自身の健康管理に努めていただきますようご協力お願いいたします。

平成27年度 決算のお知らせ

健康保険分

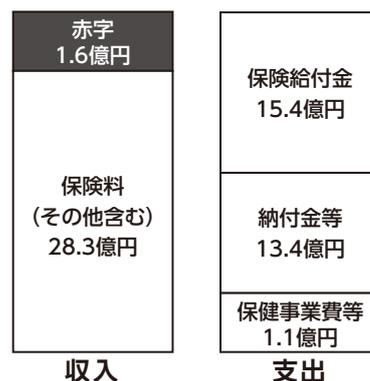
(経常収支)

| 収入 | | 支出 | |
|------|--------|---------|--------|
| 保険料等 | 28.3億円 | 保険給付金 | 15.4億円 |
| | | 納付金等 | 13.4億円 |
| | | 保健事業費等 | 1.1億円 |
| 合計 | 28.3億円 | 合計 | 29.9億円 |
| | | 経常収支差引額 | ▲1.6億円 |

(経常収支以外)

| 収入 | | 支出 | |
|-------|--------|--------|--------|
| 準備金繰入 | 2.7億円 | その他 | 0.3億円 |
| 補助金 | 1.6億円 | | |
| その他 | 0.5億円 | | |
| 合計 | 4.8億円 | 合計 | 0.3億円 |
| 総合計 | 33.1億円 | 総合計 | 30.2億円 |
| | | 決算残金処分 | 2.9億円 |

グラフで見る
経常収支



介護保険分

| 収入 | | 支出 | |
|-------|-------|--------|-------|
| 保険料 | 3.1億円 | 納付金等 | 3.0億円 |
| 準備金繰入 | 0.2億円 | | |
| 合計 | 3.3億円 | 合計 | 3.0億円 |
| | | 決算残金処分 | 0.3億円 |

被扶養者資格確認調査(検認)の実施について

厚生労働省の指導等により、毎年、被扶養者となっている方が、その後も引き続き認定基準を満たしているかの再確認をさせていただきます。健康保険組合では高齢者の医療制度を支えるために多額の拠出金を負担しており、この拠出金の計算には被扶養者数も関係し、手続がなされないとそれだけ余分に拠出金を負担することになります。拠出金の増加は、皆さんに支払っていただいている保険料の上昇にもつながりかねません。対象の方にはお手数をおかけすることになりますが、保険給付及び高齢者医療制度への納付金等の適正化のために、調査(検認)へのご協力を宜しくお願い致します。

接骨院・整骨院(柔道整復師)は適切に利用しましょう!

接骨院・整骨院の治療(施術)では、健康保険の使える範囲が決まっています。保険証が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、健康保険の使える範囲を正しく理解して利用しましょう。

健康保険の対象になるかわからないときは、治療を受ける前に確認しましょう。

健康保険が**使える**のは?

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫および挫傷(肉離れなど)、骨折・脱臼
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)
- 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み

健康保険の**対象とならない**ものの例

- 日常生活からくる疲労・肩こり・筋肉疲労
- リラクゼーション目的のマッサージ代わりの利用
- 病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 症状の改善のみられない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上におきた負傷(労災保険の適用)

全額
自己負担に
なります